

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年7月12日
【会社名】	株式会社野村総合研究所
【英訳名】	Nomura Research Institute, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 此本 臣吾
【本店の所在の場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榊原 大史
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区大手町一丁目9番2号
【電話番号】	03-5533-2111(代表)
【事務連絡者氏名】	経理財務部長 榊原 大史
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	新株予約権証券
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 (発行価額の総額) 0円 (発行価額の総額に新株予約権の行使に際して払い込むべき金額 の合計額を合算した金額) 合計金額 3,582,166,600円 (内訳) 第28回新株予約権 3,012,655,000円 第29回新株予約権 569,511,600円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社野村総合研究所 大阪総合センター (大阪府大阪市北区中之島三丁目2番4号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成29年6月23日に提出し、平成29年7月4日にその届出の効力が発生している有価証券届出書(平成29年6月28日に提出した有価証券届出書の訂正届出書により訂正済。)の記載事項のうち、「発行数」「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格」及び「新規発行による手取金の額」が平成29年7月12日に確定しましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものです。

2【訂正事項】

第一部 証券情報

第1 募集要項

1 新規発行新株予約権証券(第28回新株予約権証券)

(1) 募集の条件

発行数の欄

欄外注記 4

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使時の払込金額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

新株予約権の行使の条件の欄

欄外注記 2

2 新規発行新株予約権証券(第29回新株予約権証券)

(1) 募集の条件

発行数の欄

欄外注記 4

(2) 新株予約権の内容等

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額の欄

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額の欄

欄外注記 1

3 新規発行による手取金の使途

(1) 新規発行による手取金の額

3【訂正箇所】

訂正箇所は下線で示しています。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行新株予約権証券】(第28回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

「発行数」の欄

<訂正前>

発行数	5,695個 (注)上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
-----	--

<訂正後>

発行数	5,695個
-----	--------

欄外注記 4

<訂正前>

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当数は以下のとおりである。なお、下記割当数は予定であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少することがある。

(以下略)

<訂正後>

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当数は以下のとおりである。

(以下略)

(2)【新株予約権の内容等】

「新株予約権の行使時の払込金額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」「新株予約権の行使の条件」の欄

<訂正前>

新株予約権の行使時の払込金額	<p>新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。</p> <p>行使価額は、割当日の属する月の前月の各日(終値のない日を除く。)の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切上げ)又は割当日の終値(終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値)のいずれか高い金額とする。</p> <p>ただし、(注)1の定めにより行使価額は調整される場合がある。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>3,036,004,500円(本有価証券届出書提出時における見込額)</p> <p>(注)上記の額は、新株予約権の行使時の払込金額の合計額と割当日における公正な評価額((注)2)を合算した額を記載している。</p> <p>なお、新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1.発行価格 行使価額に、割当日における公正な評価単価((注)2)を加えた額とする。</p> <p>2.資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。</p> <p>新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>
新株予約権の行使の条件	<p>~ (略)</p> <p>割当日以降新株予約権の行使の日までの5連続取引日(終値のない日を除く。)において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、その時点における行使価額に1.1を乗じた額(100円未満は切上げ)以上となるまでは、新株予約権を行使することができない。</p> <p>(略)</p>

<訂正後>

新株予約権の行使時の払込金額	新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、その価額は1株当たりの払込みをすべき金額(以下「行使価額」という。)に目的株式数を乗じた金額とする。 行使価額は、4,578円とする。 ただし、(注)1の定めにより行使価額は調整される場合がある。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	3,012,655,000円 (注)上記の額は、新株予約権の行使時の払込金額の合計額と割当日における公正な評価額((注)2)を合算した額を記載している。 なお、新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、上記金額は減少する。
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	1.発行価格 5,290円 2.資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
新株予約権の行使の条件	~ (略) 割当日以降新株予約権の行使の日までの5連続取引日(終値のない日を除く。)において、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値が、5,100円(行使価額が調整された場合は、調整後の行使価額に1.1を乗じた額(100円未満は切上げ))以上となるまでは、新株予約権を行使することができない。 (略)

欄外注記 2

<訂正前>

2. 公正な評価額及び公正な評価単価

公正な評価額とは、公正な評価単価に新株予約権の目的となる株式の総数(新株予約権の発行総数に目的株式数を乗じた数)を乗じた額をいう。

公正な評価単価とは、以下の算式及び から までの基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ式により算出した1株当たりのオプション価格(1円未満は切捨て)をいう。

$$C = C_1 + \left(\frac{B}{S}\right)^{\frac{2(r-q)}{\sigma^2}-1} (C_2 - C_3)$$

ここで、

$$C_1 = \frac{e^{-qt} SN(d_1) - e^{-rt} KN(d_1 - \sigma\sqrt{t})}{S}$$

$$d_1 = \frac{\ln\left(\frac{S}{B}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$C_2 = \frac{e^{-qt} \frac{B^2}{S} N(d_2) - e^{-rt} KN(d_2 - \sigma\sqrt{t})}{S}$$

$$d_2 = \frac{\ln\left(\frac{B^2}{KS}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

$$C_3 = \frac{e^{-qt} \frac{B^2}{S} N(d_3) - e^{-rt} KN(d_3 - \sigma\sqrt{t})}{S}$$

$$d_3 = \frac{\ln\left(\frac{B}{S}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

行使価格(K)：上記「新株予約権の行使時の払込金額」に定める行使価額

ロックイン価格(B)： に定める行使価額に1.1を乗じた額(100円未満は切上げ)

予想残存期間(t)：4.97年

ボラティリティ()：4.97年(平成24年7月23日から平成29年7月7日まで)の各週の最終取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動性

無リスクの利率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利率

配当利回り(q)：平成30年3月期の予想年間配当金(1株当たり)(記念配当を除く)÷ に定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

割当日に決定する予定である。

<訂正後>

2. 公正な評価額及び公正な評価単価

公正な評価額とは、公正な評価単価に新株予約権の目的となる株式の総数(新株予約権の発行総数に目的株式数を乗じた数)を乗じた額をいう。

公正な評価単価は、712円である。

2【新規発行新株予約権証券】(第29回新株予約権証券)

(1)【募集の条件】

「発行数」の欄

<訂正前>

発行数	1,347個 (注)上記の数は、割当予定数であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の総数が減少したときは、割り当てる新株予約権の総数をもって発行する新株予約権の総数とする。
-----	--

<訂正後>

発行数	1,347個
-----	--------

欄外注記 4

<訂正前>

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当数は以下のとおりである。なお、下記割当数は予定であり、引受けの申込みがなされなかった場合等、割り当てる新株予約権の数が減少することがある。

(以下略)

<訂正後>

4. 割当対象者の人数及び割当新株予約権数

本新株予約権の割当ての対象となる者の人数及び割当数は以下のとおりである。

(以下略)

(2)【新株予約権の内容等】

「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額」「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」の欄

<訂正前>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>588,369,600円(本有価証券届出書提出時における見込額)</p> <p>(注)上記の額は、新株予約権の行使時の払込金額の合計額と割当日における公正な評価額((注)1)を合算した額を記載している。</p> <p>なお、新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1.発行価格 行使価額に、割当日における公正な評価単価((注)1)を加えた額とする。</p> <p>2.資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

<訂正後>

新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価額の総額	<p>569,511,600円</p> <p>(注)上記の額は、新株予約権の行使時の払込金額の合計額と割当日における公正な評価額((注)1)を合算した額を記載している。</p> <p>なお、新株予約権が行使されなかった場合、新株予約権の割当てを受けた者がその権利を喪失した場合、及び当社が取得した新株予約権を消却した場合等には、上記金額は減少する。</p>
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額	<p>1.発行価格 4,228円</p> <p>2.資本組入額 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、記載の資本金等増加限度額から に定める増加する資本金の額を減じた額とする。</p>

欄外注記 1

<訂正前>

1. 公正な評価額及び公正な評価単価

公正な評価額とは、公正な評価単価に新株予約権の目的となる株式の総数(新株予約権の発行総数に目的株式数を乗じた数)を乗じた額をいう。

公正な評価単価とは、以下の算式及び から までの基礎数値に基づき、ブラック・ショールズ式により算出した1株当たりのオプション価格(1円未満は切捨て)をいう。

$$C = e^{-qt} SN(d) - e^{-rt} KN(d - \sigma\sqrt{t})$$

ここで、

$$d = \frac{\ln\left(\frac{S}{K}\right) + \left(r - q + \frac{\sigma^2}{2}\right)t}{\sigma\sqrt{t}}$$

1株当たりのオプション価格(C)

株価(S)：割当日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値

行使価格(K)：1円

予想残存期間(t)：1.47年

ボラティリティ()：1.47年(平成28年1月18日から平成29年7月7日まで)の各週の最終取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値に基づき算出した株価変動性

無リスクの利子率(r)：残存年数が予想残存期間に対応する国債の利子率

配当利回り(q)：平成30年3月期の予想年間配当金(1株当たり)(記念配当を除く)÷ に定める株価

標準正規分布の累積分布関数(N(・))

割当日に決定する予定である。

<訂正後>

1. 公正な評価額及び公正な評価単価

公正な評価額とは、公正な評価単価に新株予約権の目的となる株式の総数(新株予約権の発行総数に目的株式数を乗じた数)を乗じた額をいう。

公正な評価単価は、4,227円である。

3【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

<訂正前>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,624,374,100	500,000	3,623,874,100

(注)1. 新株予約権は無償で発行されるため新株予約権の払込金額はないが、ここでは新株予約権が全部行使された場合における「新株予約権の行使時の払込金額」の総額(第28回新株予約権2,580,404,500円、第29回新株予約権134,700円)と、割当日における公正な評価額(第28回新株予約権455,600,000円、第29回新株予約権588,234,900円)を合算した額を記載している。なお、これらの額はいずれも本有価証券届出書提出時の見込額である。

2. (略)

<訂正後>

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
3,582,166,600	500,000	3,581,666,600

(注)1. 新株予約権は無償で発行されるため新株予約権の払込金額はないが、ここでは新株予約権が全部行使された場合における「新株予約権の行使時の払込金額」の総額(第28回新株予約権2,607,171,000円、第29回新株予約権134,700円)と、割当日における公正な評価額(第28回新株予約権405,484,000円、第29回新株予約権569,376,900円)を合算した額を記載している。

2. (略)